

継続検査（車検）を受けられるお客様へ

電磁的方法により、継続検査（車検）等の申請手続きを行う場合、各種法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾等を頂いた上で行うこととなっています。（法令の規定：道路運送車両法第 94 条の 5 第 2 項、同施行令第 10 条及び自動車損害賠償保障法第 9 条第 2 項、同施行令第 1 条をいう。）

つきましては、当社が実施する継続検査（車検）の手続きを円滑に完了するため、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

事業場名

----- 以下、お客様ご記入欄 -----

継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

継続検査（車検）の手続きに下記の事項について承諾します。

①〔継続検査（車検）申請に関する委任について〕

継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

②〔継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱いに関する承諾〕

保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）等の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

ご記入日 年 月 日

使用者（依頼者）の氏名（社名）